

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

やまなし峡東エリア地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、山梨市、笛吹市、甲州市

3. 地域再生計画の区域

山梨市、笛吹市及び甲州市の全域

4. 地域再生計画の目標

本地域は、北部の秩父多摩甲斐国立公園地域の国師ヶ岳・甲武信ヶ岳をはじめとする山岳地域や西沢溪谷等の溪谷美にあふれる豊かな自然と、南部地域の桃・ぶどう・さくらんぼ等の農業生産を行っている農村果樹地域を有している。また、中南部では、ワイン発信拠点が数多くあるほか、歴史的・文化的遺産も存在し、毎年多くの観光客が訪れている。

平成17年度から平成21年度まで実施した「富士の国やまなし峡東エリア地域再生計画」では、効率的な道路ネットワークの構築により山梨県内の観光客の増加という一定の成果を得ることが出来た。ただし、観光客数の増加に対し宿泊客数は比例して増加しておらず、依然として日帰り通過型の観光エリアとなっており、観光地間のアクセス道路整備の遅れという課題を抱えたままの状況となっている。

そこで、従来の農林業施業の効率化と特産物の生産等を通じた産業の振興や生活環境の改善を目的に実施されてきた農林道整備事業と利用者の移動手段として実施されてきた市町村の道路整備事業とを組み合わせ、一元的かつ計画的に整備をすすめ、あらたな道路ネットワークを構築することが必要であり、その結果、観光地間のアクセス利便性が向上し観光振興に繋がるばかりでなく、農林産物の搬出経路の確保によるあらたな市場の開拓など農林業そのものの活性化にも寄与し、本エリアの再生に最も効率的であると考えられる。

また、来訪観光客の安全を考え、市街地及びその周辺においては、安全・安心の地域づくりの観点から通行上危険な箇所を解消し、地域内での災害発生時等に避難誘導・救援活動を円滑にするための避難経路や輸送網の整備も重要であると考えられる。

これらの課題を総合的に解決するため、地域内の観光振興に伴う関連事業と併せて、市道の改良事業、林道の開設・舗装事業を一体的に進めることとする。

これにより、第1に中央自動車道勝沼IC、一宮御坂ICから地域内へのアクセスが向上し、地域の特色であるフルーツ公園やワイナリーなどいくつもの観光資源を有機的に結びつけ、峡東エリアのみならず、クリスタルラインから雁坂トンネル方面へと続く魅力的な周遊性と滞在性の高い観光ルートを確立することで、滞在型の観光地としての魅力を高め、地域全体の活性化をめざす。第2に緊急時におけるアクセス道路として緊急道路網を補完する役割を果たし、住民福祉の向上と安全かつ安心して通行できる地域づくりを進める。

(数値目標)

本計画においては、この観光振興計画を基に地域内で推進する関連事業との連携をとり、市道・林道の一体整備による山岳観光・拠点施設へのアクセス改善を図ることで、本計画エリアにおける観光振興および農林業の活性化による地域再生に対する効果を見込んでいる。

(目標) 観光周遊ルートの総所要時間 52分→29分(23分短縮)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

北部地域においては、観光地としての周遊ルートを確認するため、「林道竹森線」の舗装事業及び北部山岳ルートであるクリスタルラインの一部をなす「林道塩平徳和線」・「林道乾徳山線」の開設事業を進め、早期の完成を図る。

また、中南部においては、来訪観光客の安全・安心を確保するため、甲州市の「市道下塩後22号線」等を早期に整備する。

特に域内の2市(山梨市、甲州市)については、山梨県から「魅力ある観光地づくりモデル事業」のモデル地域の第1号の指定を受け各種ソフト事業や観光施設整備事業を進める。

これらにより、峡東エリア全体として市道・林道と既に整備済みあるいは今後整備予定である県道等との連携が図られ、観光地間をつなぐ安全・安心なアクセスルート網が構築される。

(下線：道整備交付金整備路線)

ルート1：

上岩下IC(西関東連絡道)→市道落合正徳寺線→根津記念館→マンズワイン勝沼ワイナリー→市道下塩後22号線→法泉禅寺→林道竹森線→上日川ダム→林道砥山線→嵯峨塩鉦泉→勝沼IC

ルート2：

一宮御坂IC→市道御坂950号線→やまなし伝統工芸館→市道石和13号線→ふるさと公園→聖王寺→林道名所山線→市道石和8号線→甲府昭和IC

このように、計画期間内の市道・林道整備により当地域一帯を広域的にカバーする新たな周遊ルートを確立することで、観光客の周遊性・滞在性が高まり、観光客の自然とふれあう機会を大きく増やすことができ、あわせて地域全体が活性化する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市町村道

甲州市道「下塩後 22 号線」：道路法に規定する市町村道に平成 7 年 10 月 2 日に認定済み
山梨市道「落合正徳寺線」：道路法に規定する市町村道に昭和 59 年 3 月 12 日に認定済み
笛吹市道「石和 8 号線」：道路法に規定する市町村道に昭和 61 年 3 月 25 日に認定済み
笛吹市道「石和 13 号線」：道路法に規定する市町村道に昭和 61 年 3 月 25 日に認定済み
笛吹市道「御坂 950 号線」：道路法に規定する市町村道に昭和 62 年 3 月 11 日に認定済み

林道

「京戸岩崎線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「源次郎線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「鶯宿中芦川線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「竹森線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「砥山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「名所山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「塩平徳和線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「乾徳山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「塚本山線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載
「中道沢線」：森林法による富士川上流地域森林計画（平成 19 年樹立）に路線を記載

【施設の種類（事業区域）、事業主体】

- ・市 道（山梨市、笛吹市、甲州市） 山梨市、笛吹市、甲州市
- ・林 道（山梨市、笛吹市、甲州市） 山梨県、笛吹市、甲州市

[事業期間]

- ・市道（平成22年度～26年度）、林道（平成22年度～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 2,510m（橋梁1基）、林道 18,700m

- ・総事業費

市道	3,093,000千円	（うち交付金1,546,500千円）
林道	1,967,520千円	（うち交付金927,260千円）
林道（代行）	1,150,000千円	（うち交付金575,000千円）
合計	6,210,520千円	（うち交付金3,048,760千円）

（5-3）その他の事業

平成20年2月に策定した山梨県観光振興計画に基づきに基づき、やまなし魅力発信事業などのソフト事業や観光施設整備を進める。

また、笛吹市において、山梨県の新しい観光振興のモデル地区を形成するため、大型観光キャンペーンの展開の一環として金川の森再整備事業を実施するとともに、山梨・甲州両市においても県道や遊歩道等の整備を進め、北部の山岳地域においても林道の改良事業を行う。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し関係行政機関と達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。また、目標の達成状況を公表することとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし